

平成 27 年第 2 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 27 年 2 月 13 日（金）午前 10 時 00 分

2 閉会日時

平成 27 年 2 月 13 日（金）午前 11 時 27 分

3 会議開催の場所

教育研修センター5階 大会議室

4 出席委員

- (1) 佐藤 秀樹
- (2) 平出 道雄
- (3) 斎藤 誠子
- (4) 石澤 千鶴子
- (5) 佐藤 克則
- (6) 月永 良彦

5 事務局出席職員

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 教育部長 | 福井 正樹 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 成田 聖明 |
| (3) 教育次長 | 伴 孝文 |
| (4) 浪岡教育事務所長教育課長事務取扱 | 平田 公成 |
| (5) 参事文化スポーツ振興課長 | 加藤 文男 |
| (6) 総務課長 | 八木澤 透 |
| (7) 社会教育課長 | 杉山 潔 |
| (8) 中央市民センター館長 | 木浪 経彦 |
| (9) 文化財課長 | 白取 慎也 |
| (10) 市民図書館長 | 渡邊 薫 |
| (11) 学務課長 | 工藤 裕司 |
| (12) 学校給食課長 | 川邊 真理子 |
| (13) 指導課副参事 | 前田 眞己 |

6 会議に付議された案件

(1) 議事

議案第 3 号 「青森市いじめ防止基本方針（案）」について

議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

議案第 5 号 青森市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び休日、休暇等に関する条例の制定について

議案第 6 号 平成 26 年度 一般会計補正予算について

議案第 7 号 平成 27 年度 一般会計当初予算について

議案第 8 号 青森市歴史民俗展示施設条例の制定について

議案第 9 号 青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 青森市いじめ防止対策審議会条例の制定について

(2) 報告

- ① 寄附採納について
- ② 青森市立金沢小学校旧校舎解体工事の設計変更に伴う変更契約について
- ③ 一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の経営評価結果について
- ④ アートでオン！フォーラムの開催について
- ⑤ 屋内グラウンドの落雪によるフェンス破損の工事完了について
- ⑥ 油川市民センターの指定管理に係る地元の動向について
- ⑦ 学校給食における食物アレルギー対応食の提供校の拡充について

7 会議録署名委員

- (1) 平 出 道 雄
- (2) 月 永 良 彦

8 会議の概要

午前 10 時 00 分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

青森市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、議案第 4 号から議案第 10 号を非公開の会議とした。議案第 3 号の審議を行い、原案のとおり決定した。7 件の事案を報告し、非公開の会議とした議案第 4 号から議案第 10 号を審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○委員長

それでは議事に入ります。議案第 3 号「青森市いじめ防止基本方針（案）」について事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 3 号「青森市いじめ防止基本方針（案）」について御説明申し上げます。

お手元の「青森市いじめ防止基本方針（案）」1 ページをご覧ください。まず策定の目的についてですが、「はじめに」の部分に記載をしております。いじめとは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害であり、その行為により児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本基本方針を策定するものであります。

なお、本基本方針の策定に当たりましては、大学教授、PTA 連合会、人権擁護委員、小

中学校長会等の関係者にお集まりいただき開催した意見交換会での意見も反映させてとりまとめたものであります。

前ページの目次をご覧ください。基本方針の体系について御説明いたします。本基本方針の内容は、大きく3つの内容で構成されております。

第1は「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」であり、いじめ防止等についての基本的な理念や考え方等についてまとめております。

第2は「いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」であり、5つの点について書かれております。1つ目は、いじめ防止等の対策として「市」が実施する施策について、2つ目は、「教育委員会」が実施すべき取組について、3つ目は、「学校」が実施すべき取組について、4つ目は、「家庭・地域及び関係機関」での取組について、5つ目が、「重大事態への対処」についてであります。

第3は「その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」であり、本基本方針の見直し時期について記載しております。

再び1ページをご覧ください。内容について御説明いたします。

「第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」の「1 いじめの防止等の対策に関する基本理念」についてでございます。ここでは、国の基本方針を踏まえ、いじめ防止等の対策に関する基本理念を記載しております。ただし、(3)については、本市が制定している「青森市子どもの権利条例」が、いじめ防止を考える上で重要な内容でありますことから、基本理念に反映させて記載しています。また、本市は「いじめ問題」について「根絶を目指す」としておりますことから、本市の姿勢を示す「根絶」という語句を基本理念に入れたところでございます。

「2 いじめの定義」については、国の法令に記されているところであり、法令で定義されたいじめの内容について記載しております。

2ページをご覧ください。「3 いじめの理解」については、国の基本方針を受け、いじめの構造や特徴について記載しております。3ページをご覧ください。「4 いじめの防止等に関する基本的な考え方」についてです。いじめの防止等のためには、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域、関係機関との連携が必要でありますことから、3ページの(1)から4ページの(5)に記載されております。

続きまして4ページをご覧ください。「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の、「1 市が実施する施策」について御説明いたします。いじめの防止等に関わって、市が実施する施策を4点についてまとめております。

まずは、(1) 青森市いじめ防止基本方針の策定についてでございます。

(2) 青森市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、この協議会は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図ることを目的として設置するものであり、学校、児童相談所、法務局、青森警察署、青森南警察署、PTAなど必要と認められる機関及び団体等の代表者で構成されます。なお、4月以降、教育委員会が事務局となり設置することとしております。

(3) 青森市いじめ防止対策審議会についてでございますが、いじめ防止等の対策を実効的に行うことを目的として設置するものであり、専門的な知識及び経験を有する第三者等により構成されます。所掌事務として「いじめ防止等」のための調査研究、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議、第三者機関として当事者間の関係を調整、また、いじめ問題についての調査、助言等となっております。重大事態に関わり教育委員会が調査を行う場合は、本審議会を活用して調査を行います。本審議会は附属機関として設置をいたしますことから、平成27年第1回市議会定例会に設置に係る条例案を提出いたします。

4ページの後段から5ページをご覧ください。(4)は、市長による再調査及び措置についてまとめたものです。教育委員会から重大事態に係る調査の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を行うこと、再調査を行うに当たっては第三者等による附属機関を設けて行うこと、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずること等について記載

しております。

同じく5ページをご覧ください。2の「教育委員会が実施すべき取組」についてです。次の6ページまで、いじめ防止等のための取組、いじめに対する措置、重大事態への対処等について具体的に記載しております。(1)いじめ防止等のための取組には、本市独自の取組内容である「いじめの問題に関する対話集会」を市内全小中学校からの代表者によって実施し、いじめ防止のための共通認識をもたせ、いじめをなくそうとする意識を高めていくこと、また、いじめ相談カードや防止啓発リーフレット等を配付し、意識啓発を図ること、インターネットを通して行われるいじめをなくするため、ネットパトロールを実施する体制を整備するとともに啓発活動を行うこと等を明記してございます。

7ページをご覧ください。3の「学校が実施すべき取組」についてです。いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行されたことを受けて、(1)学校いじめ防止基本方針の策定や(2)学校におけるいじめの防止等の対策のための組織については、国の通知に基づき、平成25年度末までに策定・組織されております。

8ページをご覧ください。(3)学校におけるいじめの防止等に関する措置については、学校がいじめの防止等について具体的に取組むべきことを記載してございます。

続いて、9ページをご覧ください。中段の4「家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性」については、いじめを生まない環境づくりには、家庭や地域が果たす役割は重要であることから、家庭・地域及び関係機関等での取組むべきことについて記載をしてございます。

10ページをご覧ください。5「重大事態への対処」です。重大事態が発生したときの対処について、詳細に記載したものでございます。内容に関しましては駆け足になりましたが今のような内容になっております。

次に、附属資料をご覧ください。今後の策定スケジュールとパブリックコメントについて御説明します。スケジュールにつきましては、本日、方針(案)を御議決頂きますと、2月17日には文教経済常任委員協議会において、方針(案)とパブリックコメント実施の報告、2月18日には定例市長記者会見によりパブリックコメント実施の報告、パブリックコメントは2月20日から3月19日まで実施し、3月27日の第3回教育委員会定例会において、パブリックコメントの実施結果の報告をし、方針を決定したいと考えてございます。

また、パブリックコメントの実施につきましては、市のホームページのほか、広報あおもり3月1日号に掲載し、意見募集期間は2月20日から3月19日の1ヶ月間とし、縦覧場所は記載されている場所となります。

なお、この基本方針は、市長の権限であります再調査に関する部分を含むため、市と教育委員会の連名での策定ということになりまして、表紙のほうにも連盟で記載しております。再調査に関する部分につきましては市長と調整をした内容となっておりますが、本日、方針(案)に御議決をいただいた後、市長決裁を受けることとしております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

○月永委員

大津市で発生したいじめの問題から始まり、全国津々浦々で、様々な議論がなされ、他の自治体といたしましても、いじめを全部無くしていくという方向性で取り組んでおります。本市でも、今は基本方針(案)ではありますが、様々な角度から検討し、国の文言や県の文言などを参考にし、青森市独自の基本方針(案)を策定したところでございます。今後、議決されますと、各学校では基本方針ができていますので、この基本方針に照らし合わせて、各学校が分かり易く特色のある基本方針をもう一度見直してもらいたいと考えて

います。そして万が一、いじめがあった時のために教育委員会に設置した審議会を立ち上げたいということ、尚且つ、市長のほうから再調査の組織を作るという段取りで進めます。いじめはどこにでも起こりうるということですから、青森市からいじめが無くなるように我々も努力して参りたいと考えています。また、保護者、地域の方々との御協力の上で、子どもの安全、幸せを保っていきたいと考えます。

○石澤委員

独自の基本方針ということで内容もとても素晴らしいものだと思います。策定後はどのような形で各学校、先生方に指導していくのでしょうか。家庭・地域及び関係機関などにおける取組の必要性ということに関係団体等にどのように浸透させていくのでしょうか。

○伴教育次長

各学校への周知徹底につきましては、まず年度始めの小・中学校長会で詳しく説明し、先生方の研修講座でも取上げて周知していきたいと思います。また、指導課で行っている学校訪問の際にも周知して参りたいと考えています。PTA や地域との連携につきましては、基本方針の市がすべき取組に、4 ページの第2の(2)の「青森市いじめ防止問題対策連絡協議会の設置」というのがあります。これはいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために取り組むもので年に3回ほど会議をもって縦の連携、横の連携の中心になって、いじめ問題に取り組むこととなります。その中にPTA 等が入って取り組みます。

○石澤委員

ありがとうございます。

○月永委員

少し付け加えてさせていただきます。PTA には学習会や研修会など様々な場面で話題にして頂きたいと考えています。また、参観日の時にも先生方から触れて頂きたいと思います。地域の方々には「生徒指導連絡協議会」というものがありまして、地域の様々な方が入っている協議会でも、このことについて話題にして頂き、また実践して頂ければと思います。

○佐藤委員

以前、「いじめ根絶県民大会」というものがありまして、当時私たちが考えていたものは、直接子どもたちに訴えていくということが一番であり、校長先生の講話に意図的に組み込んで頂くことであるとか、いじめ根絶のテーマであるポスター等の製作など、具体的な方策をお願いをした記憶があります。教育長や伴次長からのお話がありましたが、様々な手立てがなされた後に、例えば、小・中学校がどのような取組をしたかなどを把握する予定はあるのでしょうか。

○月永委員

昨年、一昨年から行っております、「いじめ対話集会」の中で、各学校の子どもたちの代表者が、自分の学校で取り組んでいることを発表しております。子どもたちがお互いにいじめに対する取組の情報交換を行っております。それを教育委員会では各学校での取組を大きなポスターにしています。今は JUMP チームも全校にありますので、各学校で具体的に取り組んでいることを教育委員会として把握しています。

○委員長

それでは議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第3号については原案のとおり決定いたします。

(2) 報告

○委員長

それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は7件となっております。

まず報告1「寄附採納について」事務局から報告をお願いします。

○総務課長

寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（平成27年1月11日～2月10日）」を御覧ください。先に資料の訂正があります。金沢小学校の一番上の段、矢野きよ実様からの受領日が平成27年になっておりますが、平成26年ですのでお詫び申し上げます。

はじめに、小・中学校のNo.1の金沢小学校ですが、書道家の矢野きよ実様から、平成26年7月26日に金沢小学校体育館で開催された「矢野きよ実講演会」の中で、ご本人が書いた「書」を寄贈いただいております。

この度、金沢小学校PTAから、この書を納める「額縁」の寄贈申し出があり受領しました。

次に、No.2～No.5ですが、父母と教師の会など学校関係者から特定の学校へ寄贈申し出があり、

- ・三内中学校が「会議用テーブル」、
- ・三内西小学校が「遠赤外線ヒーター」、
- ・甲田中学校が「ジェットヒーター」、
- ・横内小学校が「ランニング型ゼッケン」、

をそれぞれ受領いたしました。

No.6の、浪打小学校、浪館小学校、幸畑小学校、戸山西小学校ですが、手作りのお手玉を福祉施設等に寄附を行っている鶴田ルエ様から、小学生にお手玉を使用ほしいとの趣旨で、寄贈申し出があり受領しました。

次に、表下の小・中学校以外です。No.1の市民図書館ですが、公益社団法人青森法人会様から、「図書」の寄贈申し出があり、受領しました。

No.2の浪岡中央公民館ですが、浪岡生涯学習施設管理運営協議会様から「肘付回転椅子」と「パソコン」の寄贈申し出があり受領しました。

この度の御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

○委員長

ただ今の事務局のご報告について、御意見、御質問等はございませんか。

○月永委員

卒業シーズンなので、卒業記念という意味も込めて頂いております。矢野きよ実さんにつきましては、金沢小学校で講演の際に書いた書を頂き、本来は昨年7月に御報告するものですが、本日の御報告となりましたことをお詫び申し上げます。それに対して金沢小学校のPTAの方々から立派な額縁を頂きましたので、今後、金沢小学校の宝物として長く飾らせて頂きたいと思っております。

○委員長

次に、「青森市立金沢小学校旧校舎解体工事の設計変更に伴う変更契約について」これについても事務局から報告をお願いします。

○総務課長

青森市立金沢小学校旧校舎解体工事の設計変更に伴う変更契約について、御報告いたします。

本工事については、契約案件として、議会の議決を得て工事を実施しているものですが、工事の実施に伴い、変更を余儀なくされる部分が生じ、増額変更となりましたので、その内容を御説明いたします。

なお、変更契約については、議会からあらかじめ指定いただいている「変更前の金額の10分の1に相当する額を越えないもの」でありますことから、議会の議決によらず、2月13日付で専決処分により、手続きを進めさせていただいております。

お手元の資料を御覧ください。

この工事は、改築事業を行っている金沢小学校の旧校舎等を解体するものであり、工事の工期及び受注者は資料記載のとおりとなっております。

主な変更理由ですが、

1つに、地下水位が高かったため、地盤の水はけが著しく悪く、地盤表面に細粒状の石（砕石ダスト）を敷き均す施工を取り止めたこと、

2つに、地下オイルタンク周辺のアスファルト舗装を撤去後、地下オイルタンク周辺の土壌に油が含有されていることが確認されたことから、これらの土壌の撤去処分を追加したこと、
となっております。

このような変更に伴う金額の増減の結果、契約金額1億2096万円に対し、変更後の額が1億3286万1600円となり、額にして1190万1600円の増額、率にして9.84パーセントの増となるものであります。

以上でございます。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは、報告の3件目に入ります。

「一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の経営評価結果について」事務局から報告をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の経営評価結果について、御報告申し上げます。

平成22年10月に策定いたしました「青森市第三セクターに関する基本方針」におきまして、第三セクターの経営状況等については、毎年度定期的に議会に対して報告することとされており、経営評価結果につきましては、2月17日の文教経済常任委員協議会へ報告することとなりましたことから、それに先立ち、本定例会に教育委員会事務局所管の第三セクターであります、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の経営状況等について御報告するものであります。

それでは、お手元にお配りしております「平成26年度青森市第三セクター経営評価シート」に基づき御報告いたします。

経営評価における評価項目につきましては、資料1ページから3ページにございまして、おり「目的適合性」、「効率性・効果性」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」、「透明性」、「自立性」の6項目とし、第一次評価を法人自身が、また、第二次評価を所管部局である教育委員会が、それぞれ、「概ね良好」、「改善の余地あり」、「大いに改善を要する」の3段階で評価しております。

今年度の評価結果につきましては、1ページの「目的適合性」、「効率性・効果性」、2ページの「組織運営の健全性」、「財務の健全性」、3ページ上段の「透明性」については、それぞれの評価理由欄に記載している理由により、教育委員会として、「概ね良好」と評価しております。

一方で、3ページ下段の「自立性」の項目については、法人の収入の大部分が市からの指定管理料・補助金によるものであり、自主・自立した経営を行うためには、自主財源の確保が求められることから、『改善の余地あり』と評価しております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらは、「青森市第三セクターに関する基本方針」に掲げた当該法人に関する取組実績と、その進捗状況の評価となっております。

平成 25 年度の取組実績のうち、「経営上の課題等整理」については、平成 26 年度以降に人事・給与制度を見直すこととしたことから、法人において、進捗評価を「△」としたものであります。

また、5 ページ以降の経営評価にあたっての点検項目につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほど御覧ください。

以上、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の経営評価結果の概要につきまして御報告させていただきましたが、今後におきましても、これら経営評価を通じて把握した課題等につきましては、法人に対し、経営健全化と自主・自立が図られるよう適切な指導等に努めて参ります。

なお、ただいま御説明申し上げた「経営評価シート」につきましては、2 月 17 日の文教経済常任委員協議会終了後、市全体の第三セクターの担当部局である市民政策部政策推進課において、市のホームページに掲載する予定としております。

以上でございます。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは報告の 4 件目です。「アートでオン！」フォーラムの開催について、事務局から報告をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

「アートでオン！」フォーラムの開催について、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

教育委員会事務局では、アートで音楽のあるまちづくりの中心的組織「アートでオン！」とともに、「アートで音楽のあるまちづくり」の推進にむけ、講演会とシンポジウムで構成する『「アートでオン！」フォーラム カルチュラル・オリンピアド 青森におけるアート政策の可能性』を開催することといたしました。

カルチュラル・オリンピアドは、オリンピックはスポーツだけではなく、文化の祭典でもありますことから、開催国において、スポーツ競技のほかに、オリンピック開催の 4 年前から行う多彩な文化プログラムであります。

2012 年ロンドンオリンピック・パラリンピックにおいては、カルチュラル・オリンピアドにより、文化芸術振興のみならず、観光や地域振興などの面でも波及効果を生み出ししており、文化庁においても、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、日本各地で地方自治体や関係者とともに、地域資源を積極的に活用した文化プログラムを実施することとしております。

こうした背景のもと、本市におきましても、この機会に多様な取組を行うことは、青森の魅力をもっと深め、発信する絶好の機会であると考え、平成 27 年 3 月 8 日（日）午後 2 時から、ブラックボックス（旧松竹会館）2 階ホールを会場に、ロンドンオリンピック・パラリンピックの「カルチュラル・オリンピアド」を参考に、これからのアートで音楽のあるまちづくりに向けた取組を考えるフォーラムを開催いたします。

内容につきましては、基調講演として、英国の公的な文化交流機関であるブリティッシュ・カウンシル アーツ部長の湯浅真奈美氏をお招きし、ロンドンオリンピック・パラリンピックと連動し行われた地方における街ぐるみのイベントや子どもたちの育成プログラム、更に社会的な問題解決に向けた文化プログラムなどの御紹介をしていただき、その後、基調講演を踏まえ、湯浅氏と市長、アートでオン！のメンバーなどによる「アートと音楽」を切り口とした魅力あるまちづくりについて語り合うシンポジウムを行うこととしております。

委員の皆様には、是非、会場にお越しいただければと思います。後ほどご案内させて頂きたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは報告の5件目です。屋内グラウンド屋根からの落雪による青森県所有フェンス破損の工事完了について、事務局から報告をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

屋内グラウンド屋根からの落雪による青森県所有フェンス破損の工事完了について、御報告申し上げます。

当該フェンスの破損につきましては、昨年6月27日開催の第6回教育委員会定例会において屋内グラウンド屋根からの落雪が、サンワアリーナ青森内に流れ込んだことにより、県所有のフェンスを破損したことから、市民総合賠償補償保険での対応を検討していく旨御報告したところでございます。

その後、青森県教育委員会による工事が、去る1月29日に工事完了したことから関係者立会いのうえ、現場確認を行ったところであり、2月下旬を目途に示談手続きを行う予定としております。

以上でございます。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは報告の6件目、「油川市民センターの指定管理に係る地元の動向について」事務局から報告をお願いします。

○中央市民センター館長

油川市民センターの指定管理に係る地元の動向につきまして御報告いたします。

油川市民センターの管理運営につきましては、平成25年第1回市議会定例会において「公の施設の指定管理者の指定」議案が否決されたことから、平成25年4月から市が直営で行っているところであります。

平成26年第6回教育委員会定例会での、「油川市民センターの現状の公表を求める陳情」の内容の説明の中で、教育委員会としては、

- ・ 他の市民センター同様、地元住民団体による指定管理が望ましいと考えており、従来の管理運営協議会は存続しているものの実質的には活動なく、自ら体制を見直すことは難しい状況にあること、
- ・ また、体制の見直しに当たっては、町会だけではなく各種団体なども参加する地域が一体となった組織が望ましいこと、

から、地域の団体の皆様の御意見をお伺いしながら指定管理に向け取組んでいく旨を説明したところであります。

それでは、昨年6月以降の指定管理に向けた動きについて御説明いたします。

まず、地元住民による新たな動きについてであります。

平成25年度まで油川市民センターで地域団体が主催し開催するイベントの実施などで御協力いただいていた「油川市民センター運営推進協力会」が昨年5月に解散いたしました。7月には新たに地域の有志の方々が「油川市民センター活性化協議会」を立ち上げたところであります。

解散した協力会に替わり、イベントの実施など御協力いただける地域住民による団体が

早期に設立されましたことは、地域における新たな動きとして喜ばしいことであり、教育委員会としても、設立に当たり支援して参りました。

また、同協議会は、設立後 10 月には市民センターまつり、11 月には三世代交流もちつき大会を主催するなど、地域住民の交流機会の拡大や地域の活性化に御貢献いただいております。

次に、指定管理に向けた動きについてであります。同協議会では、これまでの活動を踏まえ、油川市民センターの運営管理をできるだけ早く地元が担わなければならないとの考えをお持ちであり、今後指定管理を受託できる地域が一体となった新たな組織の立ち上げに向けて地域の関係団体との協議を進めたいとの意向でありますことから、教育委員会といたしましては、このような地域における協議の推移を見守りながら、引き続き支援して参りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは報告の 7 件目、「学校給食における食物アレルギー対応食の提供校の拡充について」事務局から報告をお願いします。

○学校給食課長

学校給食における食物アレルギー対応食の提供校の拡充について、御報告いたします。お手元の配付資料を御覧ください。

食物アレルギー対応食は、昨年 4 月から小学校給食センター対象校である市内 30 小学校に提供が可能となり、現在、15 人の児童に提供しております。

食物アレルギー対応食の提供校の拡充につきましては、これまでも保護者等から要望がありましたことから、事務局として検討を行い、本年 4 月からは、市内全小学校、さらには全中学校へも拡大し、提供いたします。

4 月からの食物アレルギー対応食の提供については、昨年 10 月から保護者に説明を行ってきたところでありますが、現時点での食物アレルギー対応食の提供予定者は、小学校の 18 校 28 人となっており、中学校の希望者はございませんでした。

なお、食物アレルギー対応食の提供方法につきましては、小学校給食センターの専用調理室の 4 つの調理レーンを、配付資料のとおり、各給食調理施設の献立に応じて、振り分ける予定であります。

また、配送につきましても、青森地区は現在の配送計画を見直すことで対応し、浪岡地区については、配送・回収業務を委託して対応することとしております。

以上、御報告申し上げます。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

○月永委員

来年度 4 月から、いよいよ全小・中学校でアレルギー対応食を実施いたします。今のところ中学生がゼロということで、これは中学生が小学生に比べて体が丈夫だということや自己管理ができているということなど、様々な要素があると思います。また浪岡地区にも対応することによってこの体制ができたことをうれしく思っております。120 食まで可能ということですので、心配している保護者の方々にも御相談の上対応していきたいと考えています。

○委員長

それでは報告の 10 件目、「平成 26 年度浪岡中学校生徒海外派遣事業について」事務局から報告をお願いします。

○浪岡教育事務所長教育課長

平成26年度浪岡中学校生徒海外派遣事業が無事、終了いたしましたので、ご報告いたします。

予め配付しております事業の実施状況と事業の日程表を御覧ください。

浪岡中学校とアメリカ合衆国メイン州グリーンリー中学校の相互交流につきましては、平成4年度から実施しており、今年度は生徒9名、引率者3名の計12名を、1月4日から13日までの9泊10日の日程で派遣し、交流を行いました。

現地の家庭でのホームステイを中心とし、グリーンリー中学校との交流会のほか、授業への参加や、日本文化紹介等の活動を通じ、姉妹校である浪岡中学校とグリーンリー中学校の友情を更に深めることができました。

この交流事業の成果につきましては、浪岡中学校の在校生に対し報告会を開催するとともに、生徒の感想などをまとめた報告書を作成し、市内の全小・中学校に配布することとしております。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○委員長

その他、本日の案件以外に、皆様の方から意見等何かございませんか。

～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○委員長

これからは、先ほど非公開の会議とすることとした議案第39号と議案第40号の審議に入りますが、青森市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、傍聴人及び記者の皆様のお退室をお願いします。

(議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について)

————— 原案のとおり決定 —————

(議案第5号 青森市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び休日、休暇等に関する条例の制定について)

————— 原案のとおり決定 —————

(議案第6号 平成26年度一般会計補正予算について)

————— 原案のとおり決定 —————

(議案第7号 平成27年度一般会計当初予算について)

————— 原案のとおり決定 —————

(議案第8号 青森市歴史民族展示施設条例の制定について)

————— 原案のとおり決定 —————

(議案第9号 青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

————— 原案のとおり決定 —————

(議案第10号 青森市いじめ防止対策審議会条例の制定について)

————— 原案のとおり決定 —————

それでは、これで本日予定しておりました議案の審議等が全て終了致しました。

以上を持ちまして、平成27年第2回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 27 年 2 月 13 日開催の平成 27 年第 2 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 27 年 3 月 27 日

書 記 藤 田 剛

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 27 年 3 月 27 日

署名委員 平 出 道 雄

署名委員 月 永 良 彦